

1. 西川町教育ローン「帰ってきてけローン」返済補助制度とは・・・

在学期間中	返済した利子分を、1年ごとに補助金として交付します。
在学期間終了後	西川町が住所地で居住し就業していること等を条件に、返済した元金・利子を1年ごとに補助金として交付します。

2. 教育ローン返済補助金を受けるための手続きと条件は・・・

契約・利用 登録	<p>(1) 金融機関に教育ローンを申込み、町に利用登録を行います。</p> <p>(2) 金融機関と教育ローン契約を行います。</p>
在学期間	<p>(1) 補助申請：既に支払った4～3月分の利子を毎年4月に申請します。</p> <p>(2) 補助金交付：条件を満たしていることを確認後、5月中に交付します。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>条件 教育ローン契約者(保護者等)が、西川町が住所地で居住していること お子さんが大学等に在学していること 契約者である保護者が町税等を滞納していないこと</p> </div> <p>補助対象期間は、お子さんが大学等に在学した期間で、上限は6年間です。</p>
在学期間 終了後	<p>(1) 補助申請：既に支払った4～3月分の元金・利子を毎年4月に申請します。</p> <p>(2) 補助金交付：条件を満たしていることを確認後、5月中に交付します。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>条件 西川町教育ローン「帰ってきてけローン」契約者である保護者が、西川町が住所地で居住していること 在学期間を終え、就業し、西川町が住所地で居住する者、又は以下の者 ・在学期間終了後、就職活動を継続的に行い、西川町が住所地で、かつ実際に居住する者(最長1年間) 1回限り ・在学期間終了後、町外へ転出し、後に西川町が住所地で居住し就業する者(在学期間終了後5年以内) 契約者である保護者及び社会人となったお子さんが町税等を滞納していないこと</p> </div> <p>補助対象期間は、金融機関それぞれの最長返済期間とし、最長10年間です。 一括返済、繰上げ返済した場合は対象外となります。</p>